

十六日午後七時ヨリ烟館主ト會見シ前記要求事項ヲ撤回スル
 ヲ以テ後未通リ無条件ニテ使用セラレタシト懇願シタルヲ以
 テ十七日午後一時回答スルコト、ナリ別シタリ
 十七日午後一時ヨリ前記三名ハ烟館主代理人 南条七郎ト
 會見シ前日ノ回答ヲ求メタルニ南条ヨリ大蔵側ニ於テハ女給
 ニ名難後史ニ名説明者一名計四名ノミ後未ノ給料ヨリニ削減
 ニテ使用シ他ノ者ニハ全一封ヲ支給スル意旨ナリト答ヘタルニ
 從業員ハ之ヲ承認セズ直接館主ニ交渉スヘシト断リ引揚セリ
 七、経過

①事業主側

大蔵興業部ニ於テハ新ニ從業員ノ肩ヒ入ル營業ヲ持续シマアリテ前
 記四名以外ハ絶対ニ使用セサル意旨ナリ
 ②労働者側 從業員ハ組合本部員ノ支援ヲ得テ絶々追復職ヲ
 実現スヘク幾度強硬ナリ
 右及申(通)報復也

6. 1917
 3388

労働館目録ニヤネテ労働争議ニ列スル件 (第二卷一冊次)
 労働争議ニ関スル事情 十月十六日 労働館ニ於テ労働争議ニ関スル事情
 労働争議ニ関スル事情 十月十六日 労働館ニ於テ労働争議ニ関スル事情
 労働争議ニ関スル事情 十月十六日 労働館ニ於テ労働争議ニ関スル事情

内務大臣 中樞徳五郎殿
 社会局長官 殿

労働總監 長 延 津

標記労働争議ハ前報(十月二十一日労働争議七六四)に續テ十月二十二日
 十日、至リ内閣評決スルノ其ノ状況

記